

議員提出議案第5号

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年6月16日 提出

守谷市議会

議長 高橋 典久 様

提出者 守谷市議会議員 長谷川 信市

賛成者 守谷市議会議員 田中 啓一

〃 高梨 隆

〃 青木 公達

〃 高梨 恭子

令和 年 月 日 原案 決

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

再審は、冤罪被害者を救済する最後の砦です。冤罪は人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、後をたちません。

2010年の足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、2016年の東住吉事件に至るまで、無期という重罰事件の再審無罪が続きました。そして最近では、湖東記念病院人工呼吸器殺人事件で12年間服役した西山美香さんが、2020年3月31日に再審無罪判決となりました。しかし、これらの事件で、再審開始が認められて無罪となる過程では、大きな壁がありました。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を開示しないことです。再審請求では、無罪を主張する請求人と弁護側から、新規明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察、検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名のもとに、それらを開示する義務はないとされています。通常審では、公判前整理手続を通じて、一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし、再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは、裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。

もう一つの大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立て（上訴）が許されていることです。公益の代表という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らう不服申立てには、法的制限を加える必要があります。

このように、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限は、無辜の救済のための焦眉の課題です。

現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツでも、既に50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の改正の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討を行うとしており、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化を行うことが求められています。

よって、国におかれては、無辜の者を迅速に救済するために、次の点について、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を行うことを要請します。

1. 再審における検察手持ち証拠の全面開示
2. 再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月16日

茨城県守谷市議会

（提出先） 内閣総理大臣 法務大臣

提案理由（議員提出議案第5号）

提案の理由を申し上げます。

一たび確定した判決といえども、もし冤罪の恐れがあるならば、高い人道的観点や基本的人権の尊重という趣旨から、できる限り救済の道を開くことが必要です。

現在、再審制度は刑事訴訟法に規定がありますが、条文は19条しかなく、個々の裁判で、裁判所の解釈、運用に全て委ねられているのが現状です。現在の再審制度には、捜査段階で集めた証拠を開示しないこと、検察が再審請求に対して抗告できること、という2つの問題点があります。

再審制度は、法的安定性を犠牲にする非常救済手続きですが、法的安定性を強調するあまり、再審の条件をいたずらに厳格かつ形式的に解し、再審の道を閉ざすことがあってはなりません。

冤罪被害者を迅速に救済するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。